

そうだったのか!

健康保険

保険証の貸し借りはしてもいいの?

保険証は、正式には「健康保険被保険者証」といいます。記名人が健康保険制度に加入していることの証明書ですから、**絶対に貸し借りはできません**。医療費は個人ごとにデータ管理されており、他人のものを使うと不正使用となり法的に罰せられます。

さらに詳しく!

保険は加入者同士の補償制度

保険とは、加入者が保険料を出し合い、保険事故が発生した際に生じた損害を埋め合わせる給付を受けられる制度です。公的医療保険である健康保険も原則は同様で、加入者つまり被保険者あるいは被扶養者であることが要件です。

加入者でない人が不正に被保険者証を使用した場合は、給付された医療費の返還を求められるほか、刑法により詐欺罪として懲役処分を受ける可能性があります。

資格を持っていることの証明書という意味で、保険証は運転免許証やパスポート、IDカードと同等といえるでしょう。

将来は安心の顔写真付きに

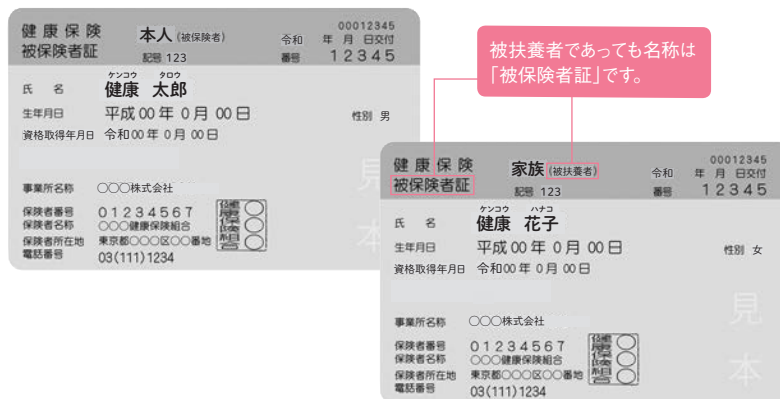
近い将来マイナンバーカードを保険証代わりに使えるよう、現在整備が進められています。企業によってはすでに顔写真付きの保険証を交付しているところもあります。顔写真付きになれば、不正使用の抑止にもなると考えられます。

万が一、保険証を紛失したときは、まず警察に遺失物届を出し、悪用されるリスクに備えましょう。そのうえで健康保険組合へ再交付の申請をすることをお勧めします。

なお、臓器移植法に基づき、保険証には臓器提供に関する意思表示*欄が設けられています。詳細は「(公社)日本臓器移植ネットワーク」ホームページをご覧ください。

*意思表示はあくまでも自由意思に基づくものです。

健康保険証のイメージ



執筆/大野大平〔特定社会保険労務士・行政書士〕

公益法人・外資系メーカーでの総務・人事分野、そして健康保険組合の適用・給付等を経験し、労務・社会保障を本格的に学ぶ。公的医療保険を得意分野とし、理論・実務に精通している。